

# 第3回 神奈川区制 100 周年記念事業実行委員会

日時：令和8年5月18日（月）午後3時15分  
場所：神奈川区役所 本館5階大会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 実行委員会役員及び部会役員について（岐部 委員長） 資料1
- (2) 第2回事業部会会議報告について（事業部会長） 資料2
- (3) 第2回広報・PR 部会会議報告について（林元 広報・PR 部会長） 資料3
- (4) 区制 100 周年記念事業の展開（山本 地域振興課長） 資料4

### 3 その他

### 4 閉 会

#### 【今後のスケジュールについて（予定）】

#### ○ 各部会

広報・PR 部会（第3回）：令和8年6月22日（月）午後3時から

式典部会（第1回）：令和8年6月30日（火）午前10時から

事業部会（第3回）：令和8年7月2日（木）午後2時から

#### ○ 部会長連絡会（第1回）：令和8年7月中旬頃

#### ○ 実行委員会（第4回）：令和8年9月18日（金）午後3時頃から （第5回）：令和9年3月18日（木）午後3時頃から

## 神奈川区制100周年記念事業実行委員会 名簿

R8. 5. 18時点  
(敬称略)

	委員	役職	部会
1	新子安地区連合自治会	会長 森田 岩男	式典
2	子安通1丁目連合町内会	会長 鈴木 弘志	広報・PR
3	入江地区連合町内会	会長 林元 のり子	副委員長 広報・PR部会長
4	神之木西寺尾連合自治会	会長 平田 吉治	式典
5	松見連合町内会	会長 堀江 孝夫	式典
6	大口七島地区連合町内会	会長 石渡 祥男	広報・PR副部会長
7	白幡地区自治連合会	会長 中込 弘	監事 式典部会長
8	神奈川自治連合会	会長 八木下 明	式典副部会長
9	幸ヶ谷地区連合町内会	会長 齋藤 興輔	広報・PR
10	神西地区連合会	会長 柳澤 直人	事業部会
11	浦島丘連合自治会	会長 加藤 雅弘	式典
12	青木第一自治連絡協議会	会長 澤野 英忠	広報・PR
13	青木中央自治会町内会連合会	会長 戸張 治行	式典
14	三ツ沢連合自治町内会連絡協議会	会長 小川 真奈美	事業部会
15	神北地区連合町内会	会長 島田 恵	広報・PR
16	六角橋自治連合会	会長 黒澤 五夫	式典
17	神大寺地区自治連合会	会長 小林 譲治	事業部会
18	片倉地区連合自治会	会長 下地 慧子	事業部会
19	菅田地区自治連合会	会長 松下 久雄	事業部会
20	羽沢地区自治連合会	会長 岐部 文明	委員長
21	三枚地区連合自治会	会長 小川 裕司	事業部会
22	神奈川区明るい選挙推進協議会	会長 岐部 文明	事業部会
23	神奈川区環境事業推進委員連絡協議会	会長 望月 清	事業部会
24	神奈川区子ども会育成連絡協議会	会長 島田 恵	広報・PR
25	神奈川区シニアクラブ連合会	会長 秋元 元治	式典
26	神奈川区スポーツ推進委員連絡協議会	会長 塚原 仁	式典
27	神奈川区スポーツ協会	会長 森山 明	事業部会
28	神奈川区青少年指導員協議会	会長 荻原 彦二郎	式典
29	神奈川区民生委員児童委員協議会	会長 加山 勢津子	事業部会
30	神奈川区文化協会	会長 岩崎 美代子	事業部会
31	神奈川区保健活動推進委員会	会長 田鎖 晴美	事業部会
32	神奈川交通安全協会	会長 小松 範昭	式典
33	神奈川区防犯協会	会長 石渡 祥男	広報・PR
34	神奈川区医師会	会長 岩田 篤人	事業部会
35	神奈川区歯科医師会	会長 伊東 昌俊	事業部会
36	神奈川区獣医師会	会長 吉池 正喜	事業部会
37	神奈川区薬剤師会	会長 石原 孝一	事業部会
38	神奈川区食生活等改善推進委員会	会長 小山 由季	事業部会
39	神奈川区食品衛生協会	会長 星野 光治	事業部会
40	神奈川区生活衛生協議会	会長 加山 二郎	事業部会
41	神奈川区社会福祉協議会	会長 河原 史郎	広報・PR
42	神奈川保護司会	会長 中野 重哉	事業部会
43	神奈川区商店街連合会	会長 石川 清貴	副委員長
44	神奈川工業会	会長 桐ヶ谷 修幸	事業部会
45	公益社団法人 神奈川台場地域活性化推進協会	代表理事 山本 博士	事業部会
46	横浜建設業協会神奈川区会	会長 渡辺 裕之	式典
47	横浜商工会議所北部支部	支部長 原田 篤	事業部会
48	横浜中央卸売市場本場	本場長 山口 賢	事業部会
49	横浜農業協同組合	メルカートかながわ店 店長 柿原 大	事業部会
50	岩崎学園 情報科学専門学校	担当グループ長 那須 宗夫	広報・PR
51	神奈川大学	学長 戸田 龍介	式典
52	横浜国立大学	副学長(地域担当) 田中 稲子	事業部会
53	横浜市私立保育園こども園園長会	理事 菱川 由美	式典
54	横浜市幼稚園協会神奈川支部	支部長 永井 洋一	式典

55	神奈川県小学校校長会	会長 谷石 宏之(幸ヶ谷小学校校長)		式典
56	神奈川県中学校校長会	米盛 司(栗田谷中学校校長)		式典
57	神奈川県地域子育て支援拠点「かな—ちえ」 (NPO法人親がめ)	施設長 東田 信子		事業部会
58	横浜エクセレンス(株式会社横浜エクセレンス)	代表取締役社長 桜井 直哉		広報・PR
59	横浜FC(株式会社横浜フリエスポーツクラブ)	地域コミュニティ事業本部長/C.R.O 内田 智也		広報・PR
60	横浜キヤノンイーグルス(キヤノン株式会社)	プレジデント 岡本 芳弘		広報・PR
61	横浜グリッツ(GRITSスポーツインベーターズ株式会社)	代表取締役 臼井亮人		広報・PR
62	横浜ビー・コルセアーズ(株式会社横浜ビー・コルセアーズ)	代表取締役 白井 英介		広報・PR
63	横浜銀行 アイスアリーナ(公益財団法人横浜市スポーツ協会)	代表理事 会長 山口 宏		事業部会
64	Youテレビ株式会社	代表取締役社長 石田 修一		広報・PR
65	株式会社タウンニュース社	神奈川県編集室編集長 小宮 浩義		広報・PR

顧問・参与		
1	横浜市議員	藤代 哲夫
2	横浜市議員	中山 大輔
3	横浜市議員	田中 紳一
4	横浜市議員	小松 範昭
5	横浜市議員	宇佐美 さやか
6	横浜市議員	竹内 康洋
7	神奈川県議会議員	梅沢 裕之
8	神奈川県議会議員	片桐 紀子
9	神奈川県長 ※参与	鈴木 茂久

# 神奈川県神奈川区制 100 周年記念事業実行委員会規約

## (名称)

第1条 本会は、神奈川県神奈川区制 100 周年記念事業実行委員会（以下「委員会とする。」）と称する。

## (目的)

第2条 神奈川県神奈川区制 100 周年を 2027 年 10 月に迎えるにあたって、様々な記念事業を円滑に実施することを目的とする。

## (事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、以下の項目を実施する。

- (1) 記念式典の企画・実施
- (2) 記念事業の企画・実施
- (3) 記念事業の広報・PR
- (4) その他、前条に定めた目的を達成するために必要なこと

## (組織)

第4条 実行委員会の委員は、第2条の趣旨に賛同する区内の団体及び関係企業とし、別表に掲げる者とする。

- 2 委員長は、必要がある時は新たに委員を追加することができる。
- 3 委員がその属する団体等の役職を離れたときは、その後任者が委員を務めるものとする。

## (役員)

第5条 委員会には、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 監事 2名

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 副委員長は、委員の互選により決定する。
- 4 監事は、委員の互選により決定する。

## (任務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。
- 3 委員は、会務を審議し運営する。
- 4 監事は委員会の会計を監査する。

## (任期)

第7条 委員会は第3条に定める事業の終了をもって解散とする。

## (顧問及び参与)

第8条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は委員長が指名する。
- 3 顧問は、実行委員会の運営について意見を述べるることができる。

4 参与は、委員長の諮問に応じ意見を述べることができる。

#### (委員会及び会議内容)

第9条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会では、委員及び役員により構成し、以下の事項について会議し、議決をする。

- (1) 委員会の基本方針に関わること
- (2) 事業計画・予算に関わること
- (3) 事業報告・決算に関わること
- (4) 規約の制定・改定・廃止に関わること
- (5) その他委員会運営に関わること

3 委員会は、委員及び役員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は委員長が決定する。

4 委員及び役員が委員会に出席できない場合は、以下の事項について実施することができる。この場合、委員会に出席したものとしてみなす。

- (1) 委員会に対し、あらかじめ通知された事項について、自らの意見を書面により表明する。
- (2) 委員会に対し、あらかじめ届け出をすることで、権限を委員長及び他の委員に委任する。
- (3) 委員会に対し、あらかじめ届け出をすることで、代理人を置くことができる。

#### (会計年度)

第10条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を終わりとする。

ただし、委員会の設立年度については、委員会設立日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 解散の日の属する会計年度は、委員会解散日をもって終わる。

#### (予算)

第11条 委員長は、毎会計年度、事業計画及び収支予算書を作成し、委員会に提出し、承認を受けることとする。

#### (決算)

第12条 委員長は、毎会計年度、事業報告及び収支決算書を作成し、監事による監査を受けた上で、委員会に提出し、承認を受けることとする。

#### (委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は委員長が定める。

#### (部会)

第14条 委員会は、第2条に掲げる目的を達成するため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会の委員及び部会長は、委員長が委員の中から選任した者とする。

#### (事務局)

第15条 委員会の事務局は、神奈川区役所地域振興課に置く。

#### 附 則

この規約は、2025年11月18日から施行する。

## 第2回 神奈川区制 100 周年記念事業実行委員会 事業部会

日時：令和8年4月23日（木）午後3時  
場所：神奈川区役所 本館B1階 機能訓練室・研究室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 議 事

- (1) 神奈川区制 100 周年記念イベント候補の選出について
- (2) 神奈川区制 100 周年の冠付けについて

#### 3 その他

#### 4 閉 会

#### 【参考】 今後のスケジュール

##### (1) 第3回実行委員会

日時：令和8年5月18日（月）15時頃（区連会終了後）予定  
場所：神奈川区役所本館5階大会議室

##### (2) 第3回事業部会

日時：令和8年7月中旬頃  
場所：神奈川区役所内会議室（未定）

##### (3) 第4回実行委員会

日時：令和8年9月18日（金）15時頃（区連会終了後）予定  
場所：神奈川区役所本館5階大会議室



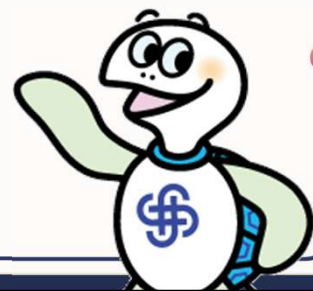
令和8年4月23日(木)  
神奈川県100周年記念事業実行委員会 事業部会



部会説明資料

# 神奈川県100周年記念イベント 候補の選出について

神奈川県100周年記念事業



100th-anniversary

1

01

## 区制100周年記念実行委員会事業 3つの柱



事業部会では  
こちらの内容を決定

記念式典

区制100周年  
記念イベント

区民祭り

+5区連携事業

100th-anniversary

2

## 02 記念イベント決定までの流れ（案）



第1回事業部会でのご意見を事務局で整理し  
本資料の候補案から **投票（おひとり3案）** としました。

得票数により **順位付け** を行い

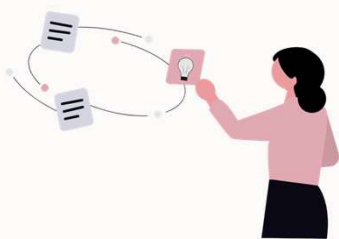
事務局で ① 予算 ② スケジュール ③ 実現可能性 を確認

次回の事業部会（7月）を経て  
実行委員会（9月）で最終決定

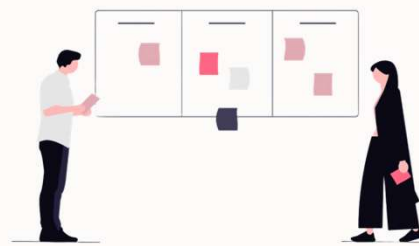
1.00th-anniversary

3

## 03 今回の事業部会でお願したいこと



次の候補から  
おひとり3案を選んで投票



投票数をもとに  
順位付けを行う

1.00th-anniversary

4

## 04 記念イベント候補



スポーツ・エンタメ

- 01 **アイスアリーナ スポーツイベント**  
スケートショー / カーリング / アイスホッケー 等
- 02 **芸能人ビデオメッセージ**  
出川哲郎さん / 阿部寛さん / ムロツヨシさん 等
- 03 **テレビ番組誘致**  
なんでも鑑定団! / ラジオ体操 等



100th-anniversary

5

## 04 記念イベント候補



音楽

### 04 音楽イベント

- 神奈川大学オーケストラ
- 創英中学校バトントワリング  
(会場：かなつくホール/公会堂 等)
- お寺ジャズライブ

食

### 05 食に関するイベント

- 横浜市中心卸売市場との共催イベント
- 地産地消イベント

100th-anniversary

6

## 04 記念イベント候補



文化・歴史

### 06 文化・歴史イベント

- 神奈川台場跡地での祝砲
- 横浜芸者の復刻演技
- 神奈川宿関連事業

デジタル

### 07 デジタルスタンプラリー

### 08 音声メディアの立ち上げ（ポッドキャスト 等）

### 09 ドローンによる写真撮影

100th-anniversary

7

## 04 記念イベント候補



環境

### 10 環境教育・啓発イベント

### 11 記念樹の植樹

5区連携

### 12 ブルーインパルス

### 13 5区連携デジタルスタンプラリー

### 14 コスモクロック100周年ロゴ投影+花火

100th-anniversary

8

団体名：

氏名：

令和8年4月23日

## 神奈川県制 100 周年記念イベント 投票用紙

以下の候補から、第1～3候補を、1つずつチェック☑を入れて選んでください。

### 第1候補

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 01 アイスアリーナ スポーツイベント | <input type="checkbox"/> 08 音声メディアの立ち上げ          |
| <input type="checkbox"/> 02 芸能人ビデオメッセージ      | <input type="checkbox"/> 09 ドローンによる写真撮影          |
| <input type="checkbox"/> 03 テレビ番組誘致          | <input type="checkbox"/> 10 環境教育・啓発イベント          |
| <input type="checkbox"/> 04 音楽イベント           | <input type="checkbox"/> 11 記念樹の植樹               |
| <input type="checkbox"/> 05 食に関するイベント        | <input type="checkbox"/> 12 ブルーインパルス             |
| <input type="checkbox"/> 06 文化・歴史イベント        | <input type="checkbox"/> 13 5区連携デジタルスタンプラリー      |
| <input type="checkbox"/> 07 デジタルスタンプラリー      | <input type="checkbox"/> 14 コスモクロック 100周年ロゴ投影+花火 |

### 第2候補

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 01 アイスアリーナ スポーツイベント | <input type="checkbox"/> 08 音声メディアの立ち上げ          |
| <input type="checkbox"/> 02 芸能人ビデオメッセージ      | <input type="checkbox"/> 09 ドローンによる写真撮影          |
| <input type="checkbox"/> 03 テレビ番組誘致          | <input type="checkbox"/> 10 環境教育・啓発イベント          |
| <input type="checkbox"/> 04 音楽イベント           | <input type="checkbox"/> 11 記念樹の植樹               |
| <input type="checkbox"/> 05 食に関するイベント        | <input type="checkbox"/> 12 ブルーインパルス             |
| <input type="checkbox"/> 06 文化・歴史イベント        | <input type="checkbox"/> 13 5区連携デジタルスタンプラリー      |
| <input type="checkbox"/> 07 デジタルスタンプラリー      | <input type="checkbox"/> 14 コスモクロック 100周年ロゴ投影+花火 |

### 第3候補

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 01 アイスアリーナ スポーツイベント | <input type="checkbox"/> 08 音声メディアの立ち上げ          |
| <input type="checkbox"/> 02 芸能人ビデオメッセージ      | <input type="checkbox"/> 09 ドローンによる写真撮影          |
| <input type="checkbox"/> 03 テレビ番組誘致          | <input type="checkbox"/> 10 環境教育・啓発イベント          |
| <input type="checkbox"/> 04 音楽イベント           | <input type="checkbox"/> 11 記念樹の植樹               |
| <input type="checkbox"/> 05 食に関するイベント        | <input type="checkbox"/> 12 ブルーインパルス             |
| <input type="checkbox"/> 06 文化・歴史イベント        | <input type="checkbox"/> 13 5区連携デジタルスタンプラリー      |
| <input type="checkbox"/> 07 デジタルスタンプラリー      | <input type="checkbox"/> 14 コスモクロック 100周年ロゴ投影+花火 |

## 05 結果発表



100th-anniversary

9

## 02 記念イベント決定までの流れ (再掲)



第1回事業部会でのご意見を事務局で整理し  
本資料の候補案から 投票 (おひとり3案) としました。

得票数により 順位付けを行い

事務局で ① 予算 ② スケジュール ③ 実現可能性 を確認

次回の事業部会 (7月) を経て  
実行委員会 (9月) で最終決定

100th-anniversary

10



部会説明資料

# 神奈川県制100周年の 冠付け について

神奈川県制100周年記念事業



100th-anniversary

11



## 01 神奈川県制100周年の冠付け について

**?** 冠付け とは  
イベントや事業等の名称中に「神奈川県制100周年記念」を使用すること

「区制100周年」は一般的な表現であり、許可制になじまないことから、  
**使用に関する許可や制限は行わない**こととします。

ただし、広報・PRの観点から、冠付けの届出を行った事業については  
ウェブサイトに掲載するなどの対応を行う **「届出制」**を採用します。  
詳細が確定次第、改めてお知らせします。

100th-anniversary

12

## 会議報告書

会議名	令和8年度 第2回 神奈川区制100周年記念事業実行委員会事業部会
日時	令和8年4月23日（木）15時00分～16時00分
開催場所	神奈川区総合庁舎本館B 1階 機能訓練室
欠席者	12名
議題	1 神奈川区制100周年記念イベント候補の選出について 2 神奈川区制100周年の冠付けについて
決定事項等	<p>1 神奈川区制100周年記念イベント候補の選出について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">p1～8</span> 事務局説明</p> <p><b>【委員からの意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7スライド目「06 文化・歴史イベント」について、例示として挙げているイベントに「～等」と説明があったが、神奈川地区の神社のお神輿もこの中に含まれるという認識でよいか。 →含まれる。候補として「06 文化・歴史イベント」に決定した場合、その中で具体的にどのイベントを対象とするかについては、今後検討していく予定。</li> <li>・デジタルスタンプラリーについて、現時点では具体的なスタンプ箇所はまだ決まっていないという理解でよいか。これから候補地を決定していくという認識か。 →認識のとおり。今後、案を作成し、皆さんで決めていく予定。</li> </ul> <p>2 神奈川区制100周年の冠付けについて <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">p9～10</span> 事務局説明</p> <p><b>【委員からの意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のイベントで冠付けをしたい場合、届け出ればロゴマークも使用できるのか。 →ロゴマークには著作権があるため、承認制となる。 冠付けは自由だが、ホームページ掲載等の広報協力を希望する場合は届出をお願いしたい。</li> <li>・冠付けの際の名称の書体（フォント）に規定はあるのか。 →現時点で書体の指定はない。もし規定を設ける場合は、改めて実行委員会等で諮る。</li> <li>・協賛事業での冠付けも同様の扱いで良いか。また、宗教法人が行う地域貢献イベントのような場合でも使用可能か、審査基準を知りたい。 →冠付け自体は自由。広報協力を希望する場合に、届出と審査が必要になる。 宗教団体が行う事業でも、その内容が宗教行事でなければ広報協力の対象になる可能性がある。詳細な基準は今後検討し、改めて相談したい。</li> </ul> <p>3 その他ご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント候補選出に関する議題の中で、文化・歴史イベントに関連して「●●は含まれるのか」といった質問があったが、候補イベント1～14の中で、関連付けて実施できるものもあつと感じた。例えば「08 音声メディアの立ち上げ」については、候補1～14のいずれにも活用できるメディアであると考えている。 また、デジタルスタンプラリーについても、食や音楽をテーマとしたスタンプラリーとして展開することが可能であり、各イベントが相互に活用できる可能性があると考えられる。 これらの点を踏まえ、個別に判断するのではなく、全体を見ながら総合的に決定していければと思う。 →そういった目線も大事にしながら、事務局でも検討していく。</li> </ul>

# 神奈川県制 100 周年記念事業実行委員会

## 広報・PR 部会（第 2 回）

日時：令和 8 年 4 月 24 日（金）午後 2 時 30 分  
場所：神奈川県役所 本館 4 階第 1 会議室

### 次 第

- 1 開 会
- 2 部会長あいさつ
- 3 議 事
  - (1) 企画担当者の決定について
  - (2) 協賛金について
  - (3) インスタグラムの運用・企画について
  - (4) ポスターコンテストの運用・募集テーマについて
- 4 その他
- 5 閉 会

# 神奈川県100周年記念事業実行委員会 広報・PR部会

～第2回～

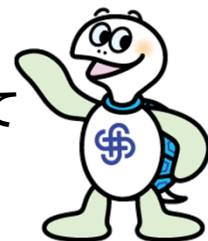
令和8年4月24日(金)



1

## 本日の議題

1. 企画担当者の決定について
2. 協賛金について
3. インスタグラムの運用・企画について
4. ポスターコンテストの概要・募集テーマについて
5. その他



2

## 企画担当者の決定について



3

## 担当案

企画	担当
全体統括	林元 部会長 石渡 副部会長
インスタグラム	横浜エクセレンス 株式会社横浜フリースポーツクラブ 横浜キャノンイーグルス GRITSスポーツインバーターズ株式会社 株式会社横浜ビー・コルセアーズ 岩崎学園情報科学専門学校 YOUテレビ株式会社
ポスターコンテスト	神奈川県防犯協会(大口七島地区連合町内会) 神奈川県子ども会育成連絡協議会(神北地区連合町内会) 神奈川県社会福祉協議会 株式会社タウンニュース社
協賛金	入江地区連合町内会 子安通1丁目連合町内会 幸ヶ谷地区連合町内会 青木第一自治連絡協議会

4

## 担当の考え方

---

各企画の方向性は部会で決定。  
実務的な部分は、企画担当で検討・運用。

### ■実務部分の想定

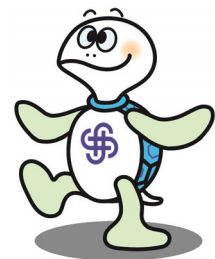
- ・ インスタグラムの投稿内容、連携投稿の調整
- ・ ポスターコンテストの審査方法、賞、展開
- ・ 協賛金のお礼品、訪問先、訪問方法の検討 等

※今後の進捗に応じて、分担も変更していきます。

5

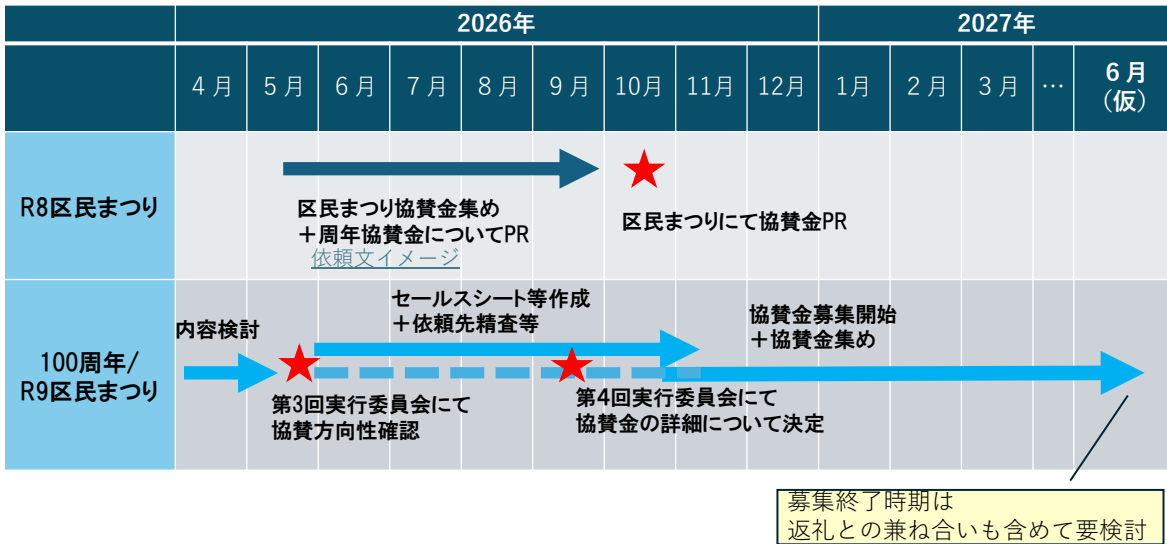
## 協賛金について

---



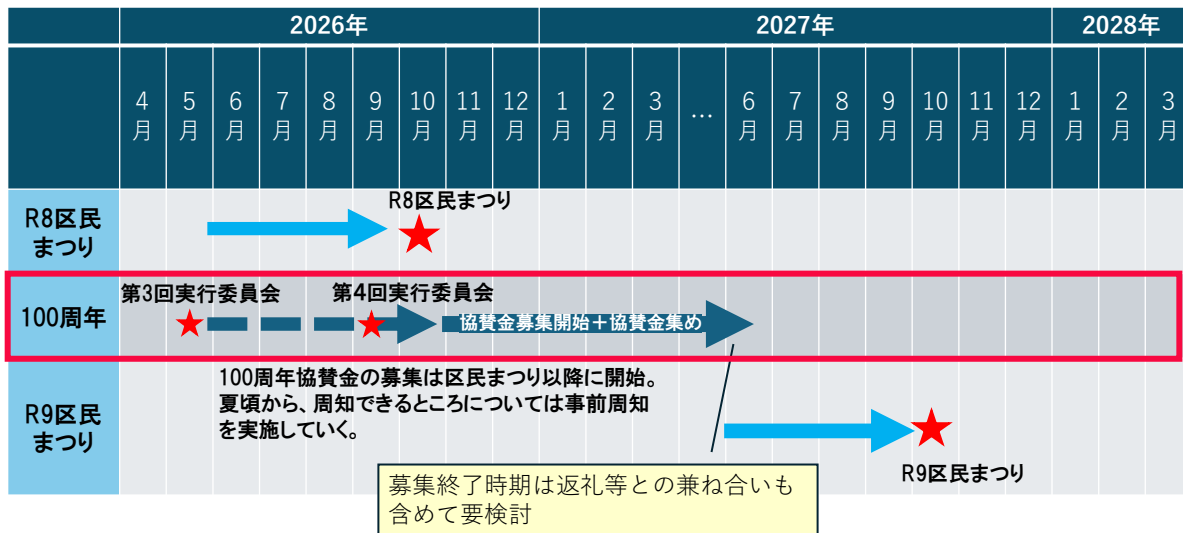
6

## 募集時期、スケジュールについて(当初案)



7

## 募集時期、スケジュールについて(部会意見反映後)



8

# 神奈川県区制100周年記念事業協賛について

## ○はじめに

神奈川県は2027年に区制100周年という大きな節目を迎えます。これまでの歴史を振り返り、次の100年につなぐため、区民・事業者・団体の皆さまと共に次の3つをテーマに記念事業を進めていく予定です。

- **地域の魅力と誇りを再確認する**
- **人と人とのつながりを育む**
- **次の100年に向けて未来への希望を紡ぐ**

## ○主な記念事業（予定）

- ・ 神奈川県民まつり
  - ・ 記念イベント
  - ・ 記念式典
- など

## ○協賛金の御案内について

神奈川県区制100周年記念事業に関する協賛のお願いにつきましては、令和8年度神奈川県民まつり終了後の秋頃から開始を予定しております。詳細については、また募集開始時期に御案内させていただきますので、御検討の程どうぞよろしくお願いいたします。

### 【お問い合わせ先】

神奈川県区制100周年記念事業実行委員会事務局  
(神奈川県役所区政推進課) TEL：045-411-7027



## 協賛金・協賛特典の方向性(案)

協賛の目的(第2回実行委員会で承認済み):

区民(地域、企業等)の皆さまに100周年事業の意義・取組を伝え、応援してくれる仲間を増やす  
→高い金額の協賛を少数集めるより、より多くの人に携わってもらえるようにする

### ✓ 企業

- ・協賛に対するメリット(企業PR、地域貢献によるイメージアップ)を感じられるようなメニューを示す

ex)企業名・ロゴを掲出できる機会を増やす等(各部会での取組との連携も検討)

- ・口数に応じて、協賛特典に傾斜をつける
- ・募集開始後、早めに入金していただける方法がないか(早期特典)も検討

### ✓ 個人

- ・協賛を通じて、100周年記念事業の「サポーター」になってもらう

ex)返礼品を使ってPRに協力してもらう仕組みをつくる 等

9

## 参考:90周年の時の協賛特典

### ○お名前掲出

- 神奈川区制90周年のHP
- 記念事業記録誌・記念式典配布の小冊子
- 式典での協賛パネル
- 区民まつりステージ横看板



### ○招待

- アイスアリーナでのイベント(羽生結弦選手)招待
- 式典招待
- 区民まつりでのブース出展

### ○返礼品

- 区制90周年記念ピンバッジ
- 特別協賛用盾の贈呈(式典で)



10

## ■協賛メニュー(イメージ) 1口 5,000円想定

区分・金額 広告枠等	プレミアム	ゴールド	シルバー	ブロンズ	ブルー	サポーター
	200口(100万円)以上	100口(50万円)以上	60口(30万円)以上	20口(10万円)以上	10口(5万円)以上	1口 5千円
	企業向け					個人向け
「神奈川県制100周年 プレミアムパートナー」称号	○	-	-	-	-	-
記念式典での特別紹介 (区長挨拶内)	○	-	-	-	-	-
記録誌(WEB)掲載	○ (ロゴ掲載)	○ (社名:大)	○ (社名:中)	○ (社名:小)	○ (社名一覽掲載)	○ (一覽掲載/希望制)
区公式HP特設ページ	○ (ロゴ掲載:最大)	○ (ロゴ掲載:大)	○ (ロゴ掲載:中)	○ (ロゴ掲載:小)	○ (社名掲載)	○ (一覽掲載/希望制)
区民まつり会場	○ (ロゴ掲載:最大)	○ (ロゴ掲載:大)	○ (ロゴ掲載:中)	○ (ロゴ掲載:小)	○ (社名掲載)	○ (一覽掲載/希望制)
記念式典	○ (ロゴ掲載:大)	○ (ロゴ掲載:中)	○ (ロゴ掲載:小)	○ (社名掲載)	-	○ (一覽掲載/希望制)
記念式典招待	○ (8名)	○ (4名)	○ (2名)	○ (1名)	-	-
R9区民まつりへの出展	○	○	-	-	-	-
記録誌(紙)贈与	○	○	○	○	-	△ (口数に応じて)
感謝状	○ (額装)	○ (額装)	○ (デジタル感謝状)	○ (デジタル感謝状)	○ (デジタル感謝状)	サポーター証明書 (デジタル)
返礼品	-	-	-	-	-	○

※現物協賛については別途要検討  
 ※特典内容については、各部会等と要調整

11

## 5月実行委員会で決定したいこと

### ☑ 募集時期・スケジュールについて

- ・100周年記念事業に関する協賛金とR9区民まつり協賛金を別々に集めていくこと
- ・R8の区民まつりの際に、周年の協賛金について周知してもらうようまつり実行委員会に依頼すること
- ※ご案内文内容については、部会に一任をお願いしたい

### ☑ 協賛メニュー、協賛特典の方向性について

- ・協賛メニューの大枠
- ・協賛特典を検討する上での大きな方向性
- 具体的なメニューは第4回実行委員会(9月)で決定予定

12

## Instagramの運用・企画について



13

## Instagramの目的

1. 区制100周年を知ってもらう。(認知)

← 令和8年度の  
主な取組み

2. 記念事業に興味を持ってもらう。(関心)

3. 参加するきっかけをつくる。(行動)

4. お祝いムードを広げる。(機運醸成)

14

## アカウントの概要

- ①ユーザーネーム : kanagawaku\_100th\_official
- ②アカウント名 :  
横浜市神奈川区制100周年記念事業実行委員会【公式】

- ③プロフィール欄 :  
神奈川区制100周年記念事業実行委員会 公式アカウント  
(管理:神奈川区役所)

2027年の神奈川区100周年に向けて、ちょっと特別な神奈川区の毎日と、100周年のイベント情報をお届けします。

- 管理責任者 : 神奈川区 区政推進課  
運用ポリシー案 : 別紙【資料2】  
運用時期 : 令和8年6月開設・7~8月投稿開始(予定)  
※区の100周年関連情報も発信させていただきます。



15

## ターゲット・コンセプト

- ターゲット  
神奈川区民 主に20~30代

- コンセプト案  
「いつもの神奈川区が、未来へつながる特別な1年に」

神奈川区の日常にある魅力に光を当てながら、  
100周年の1年を“未来につながる特別な1年”として  
発信する。

16

## アカウントの雰囲気

---

過度に“映える”演出を目指すのではなく、  
区民の皆さんが共感しやすい“ちょっといい感じ”の投稿

(自分の生活範囲内にある、ちょっとおしゃれ・  
かわいい・おもしろい・特別 etc.)



17

## 令和8年度の企画案

---

- |                          |       |
|--------------------------|-------|
| 1.神奈川区スポット・ひと紹介(かめ太郎の日常) | 見る・知る |
| 2.インスタグラム写真コンテスト         | 参加する  |
| 3.カウントダウン投稿(地域の皆さんが登場)   | 盛り上げる |

18

## 企画① 神奈川区スポット・ひと紹介

見る・知る

マスコットキャラクターが案内役となり、区内スポットや団体・人を紹介する。

▷ 訪問先のアイデアは、実行委員会やインスタグラム上で募集

※イメージ(投影のみ)

スポット紹介

スポーツチームの練習や試合を訪問

19

## 企画② 写真コンテスト

参加する

### ■募集テーマ

「あなたの日常が、神奈川区の物語。」

2027年に区制100周年を迎える神奈川区。未来につなげたい、あなたの日常を募集します。  
人、風景、動物——なんでもOK。何気ない一瞬が、100年の物語になります。

### ■参加方法

アカウントフォロー + 「#かながわく100周年フォト」等のハッシュタグ

### ■募集期間

令和8年8月1日 から 10月31日まで

### ■参加促進の仕掛け

「わが町 かながわ とっておき」写真コンテストとの連携開催

20

## 企画② 写真コンテスト

### ■「わがまち かながわ とっておき」 写真コンテスト

部門 : ①区の魅力をPRする写真 ※小学生部門あり  
 ②神奈川区の花のある風景  
 応募方法: 郵送・持参・インターネット受付

×

### 100周年記念企画 インスタグラム写真コンテストと連携開催

#### 【連携のメリット】

- ・認知度の向上 (写真好きの区民にアプローチできる)
- ・インスタグラム活用により、若い世代が気軽に参加
- ・とっておきの作品もインスタグラムで掲載できる
- ・展示会等を一緒に展開できる



21

## 企画③ カウントダウン投稿

盛り上げる

### 区内の団体や企業の方が参加する、カウントダウン投稿

※カウント回数は要検討  
 100日、90日…50日、40日…10日、9日、8日…1日(全20回)

※イメージ(投影のみ)

22

# 横浜市 神奈川区制 100 周年記念事業実行委員会 公式 Instagram アカウント運用ポリシー

策定日 令和 年 月 日

## 1 運営

- (1) Instagram アカウント URL  
<https://www.instagram.com/〇〇〇〇〇〇〇〇>
- (2) 情報発信者  
横浜市神奈川区区政推進課
- (3) 発信内容  
神奈川区制 100 周年に関する情報を随時発信します。
- (4) 運用管理責任者  
横浜市神奈川区区政推進課長

## 2 コメントの管理

- (1) 投稿されたコメントへの対応について  
当アカウントに投稿されたコメントについては、原則として返信しません。当課を含む横浜市への意見・提案については「市民からの提案 (<https://www.city.yokohama.lg.jp/kocho/teian.html>)」において受け付けます。
- (2) コメントの非表示・削除について  
当アカウントは横浜市神奈川区区政推進課が管理しています。当アカウントの運用にあたって、発信情報に関係ないコメントや、以下の事項に該当すると判断したコメントは、コメントの投稿者に断りなく、非表示又は削除を行う場合があります。
  - ア 法律、法令等に違反する内容又は違反する恐れがあるもの
  - イ 公序良俗に反するもの
  - ウ 政治、宗教活動を目的とするもの
  - エ 犯罪行為を助長するもの
  - オ 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
  - カ 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉もしくは信用を傷つけるもの
  - キ 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等のプライバシーを侵害するもの
  - ク 本市又は第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
  - ケ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
  - コ 他のユーザー、第三者になりすますもの
  - サ 虚偽又は著しく事実と異なるもの及び単なる風評や風評を助長させるもの
  - シ 同一ユーザーにより繰り返し投稿される同一内容のコメント
  - ス 有害なプログラム等



(4) 収集した個人情報については厳重に管理し、万が一、漏えい、不正流用等が発生した場合又は発生する恐れがあると判断した場合は、速やかに対応します。

## **6 運用ポリシーの変更**

当アカウントの運用ポリシーについては、事前に予告なく変更する場合があります。

## **7 アカウントの公開終了について**

当アカウントについては、事前に予告なく公開の終了又は閉鎖する場合があります。

## ポスターコンテストの概要・募集テーマについて

---

別紙【資料3】をご覧ください



## 神奈川県制100周年記念小中学生ポスターコンテストについて

### 1 目的

- (1) 区制100周年を子どもたちとその家族に周知し、身近に感じてもらう
- (2) これからの神奈川県を担う小中学生が神奈川県について思い描き、愛着と誇りを育む
- (3) 大賞作品のポスター掲示等を通じ、区民全体に100周年の期待感を広げる

### 2 概要

参加対象： 神奈川県内公立小中学校、私立小中学校、盲特別支援学校在学の児童・生徒  
 （公立小18、公立中7、私立小4、私立中6、盲特別支援学校小学部・中学部）

募集期間： 2026年7月1日～10月2日

応募方法： 学校を通じた提出（学校で最大2作品を選出して提出）

夏休みの宿題・授業・部活で取り組むなど、参加方法や参加可否は学校による。

作品規定： サイズ：四つ切画用紙（縦横自由）

画材：自由（絵の具、クレヨン、色鉛筆、貼り絵、デジタルイラスト、など）

文字の有無：自由

部門： 小学校低学年（1・2・3年生）、小学校高学年（4・5・6年生）、中学生の3部門

作品展開： 各部門大賞作品を区制100周年記念ポスターに使用するほか、入賞作品について神奈川県制100周年を盛り上げる広報物やホームページ等に掲載する予定です。

ポスターや広報物に使用する際には、神奈川県制100周年記念ポスターの表記及び協賛企業名等を掲載する場合があります。必要に応じて文字の大きさや配置の調整等を行う場合があります。

ポスター掲示：自治会町内会掲示板、実行委員会の企業や団体の施設、区内区民利用施設、ご協力いただける区内駅や施設などに掲示。掲示場所によりサイズや紙質など工夫し、予算内で効果的に掲示。

### 3 テーマについて

**神奈川県 100周年おめでとう！**

～あなたのまち 神奈川県の好きなところ・人・物、みらいの神奈川県など、自由にえがこう～

事前にいただいたご意見

**【テーマ設定にあたっての工夫】**

・複数テーマから選べるのが良い

→ 学年あるいはクラス、個人で選択できるようにする

→ 授業でテーマを決めるために考えたり、話し合ったりすることもできる

- ・条件を付けすぎず、子どもの自由な想像力を活かせるテーマ
- ・100周年に限定しすぎず、小中学生が参加しやすいように工夫を

#### 【具体的なテーマ案】

- ・神奈川区の好きなところ、人、物（要は何でも良い、低学年が描きやすそう）
- ・50年後・100年後の神奈川区の姿（空飛ぶ車とか描きそうで夢があって良いかも）
- ・こういう神奈川区に住みたいといった未来志向のテーマ
- ・子どもたちが作り上げたい未来の自分たちの街 神奈川区

#### 【その他】

- ・入賞作品をARにするなどデジタルの視点を入れると面白い
- ・テーマごとに審査をし、優秀賞等を決めていけば、表彰される子も多くなり、100周年への興味や参加意欲が増すのではないかな。
- ・具体的なテーマの方が選考しやすい
- ・作品全般を記念に残せる手段や媒体があるといい
- ・制作したポスターは、ホームゲーム時にスタジアムに掲出する。

## 4 今後の検討事項

### (1) 審査・賞

審査方法：審査会で決定するか・実行委員会で決定するか・審査員・審査方法など

賞：賞の名称・数（大賞、準大賞、佳作等）

記念品：賞品・表彰状（実行委員会のメンバー現物協賛は可能か）

### (2) 作品の展開

ポスター掲示場所・受賞作品を区HP・インスタグラム等でギャラリー公開する等

## 5 想定スケジュール

R8年6月	7～10月	10・11月	11月	R9年1月・2月～
小中学校長会等へ 依頼	夏休み課題・ 授業等にて取組	作品回収	審査会 受賞作品決定	ポスター掲示

## 6 予算

利用可能予算（予定）：10万円程度

## 記念ロゴマークの要綱について

---



24

## 要綱のポイント

---

- 使用の手続き
  - ・神奈川県、神奈川県制100周年記念事業実行委員会、及び当該委員会に所属する団体は、**使用見本の事前提出で使用可能。**
  - ・それ以外の団体等が使用する場合は、**届出が必要。**
- 使用目的
  - ロゴマークを使用することで、神奈川県制100周年を区民と共に祝い、盛り上げることを目的とする。
- 使用できない場合
  - ・特定の政治的、宗教的又は思想的主張の表現に関するもの
  - ・他者に不利益、損害を与えるとき
  - ・法令及び公序良俗に反するとき
  - ・特定の個人、企業、団体又は商店等の利益を目的として使用するとき

ただし、区内の地域団体や非営利団体(実行委員会を含む)、障害者支援に関わる作業所等が、ロゴマークを使った製作物を販売することは可能です。

別紙【資料4・5】

25

## ガイドラインのポイント



フルカラー



モノクロ(シルク印刷等で使用)

1. 縦横比の変更はしないこと。
2. 配色の変更はしないこと。  
ただし、白黒印刷やコピーで使用する場合は、グレースケールの配色で使用できるものとする。
3. ロゴマーク又は文字の一部のみの使用や、ロゴマークの変形、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。
4. ロゴマークに吹き出し、効果線、効果色といった装飾を新たに施して使用しないこと。

## 神奈川県 100周年記念ロゴマーク使用取扱要綱

制定 令和8年 月 日  
神政第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県 100周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの使用目的)

第2条 ロゴマークを使用することで、神奈川県 100周年を区民と共に祝い、盛り上げることを目的とする。

(ロゴマークの権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、横浜市に属する。

(使用の条件)

第4条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、横浜市に届出の上で使用することができる。

- (1) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき
  - (2) 他者に不利益、損害を与えるとき、又はそのおそれのあるとき
  - (3) 特定の個人、企業、団体又は商店等の利益を目的として使用するとき  
ただし、本条第2項に該当する場合はこの限りでない。
  - (4) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき、又はそのおそれのあるとき
  - (5) 法令及び公序良俗に反する、又はそのおそれのあるとき
  - (6) 横浜市、神奈川区の信用又は品位を傷つけると認められる、又はそのおそれがあるとき
  - (7) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められるとき
  - (8) その他、ロゴマーク使用を神奈川県長が不相当と認めるとき
- 2 次の各号に掲げるときに限り、特定の団体、企業又は商店だけの利益を目的として、ロゴマークを使用することができる。
- (1) 神奈川県内に事業所がある地域団体及び非営利活動法人等の非営利団体が、第2条に掲げる目的で、ロゴマークを使用した製作物（以下、製作物）を販売するとき
  - (2) 神奈川県内にある、障害者の支援に係る事業を行う法人及び団体が、当該事業所を利用する障害者が製作に関わった製作物を、第2条に掲げる目的で販売するとき
  - (3) その他、神奈川県長が特に認めたとき

(使用の届出)

第5条 ロゴマークの使用を希望する団体又は個人は、「神奈川県 100周年記念ロゴマー

ク使用届出書」(第1号様式)に必要事項を記入し、使用を開始する2週間前までに神奈川県長に提出しなければならない。ただし、神奈川県役所各課、神奈川県制100周年記念事業実行委員会、及び当該委員会に所属する団体が使用する場合は、使用する事業内容を事前に区政推進課に連絡し、使用見本等を提出することで、届出を省略できるものとする。

また、届出にかかわる物品等の完成品を神奈川県長へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合には、写真等を提出すること。

- 2 届出者は、届出書に添付書類(規約、会則その他これらに類するもの、その他必要と認める書類及び使用見本)を添えて、神奈川県長に提出すること。
- 3 使用者はロゴマークの使用にあたって、次の注意事項を遵守するものとする。

＜使用にあたっての注意事項＞

- (1) 申請した内容以外には一切使用しないこと。
- (2) 使用に関して、横浜市及び神奈川県に迷惑をかけたり、市民及び区民に誤解を与える行為をしないこと。
- (3) 別に定める「神奈川県制100周年記念ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守すること。

(使用期間)

第6条 ロゴマークを使用出来る期間は、令和8年 月 日から令和9年12月31日までとする。

- 2 前項の期間は事業の運営上予告なく変更することがある。
- 3 横浜市は使用期間の変更に基づく損害についてその責を負わない。

(使用の中止)

第7条 ロゴマークを使用する者が、第4条各号に該当することが明らかとなったとき、第5条に定めるガイドラインを遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、横浜市はその使用の中止を求めることができる。この場合において、当該使用をした者に損害が生じても、横浜市はその責を負わない。

(損失補償等の責任)

第8条 横浜市は、ロゴマークの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマークの使用により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により横浜市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を横浜市に賠償しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、神奈川区長が別に定めるものとする。

(附 則)

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

### 神奈川県制 100 周年記念ロゴマーク使用届出書

令和 年 月 日

神奈川県長

団体名  
所在地  
代表者名

(連絡責任者 )  
住所  
電話

次の事業について、裏面の注意事項に従い、神奈川県制 100 周年記念ロゴマークの使用を以下のとおり届け出ます。

使用目的 (該当するものにレ点)	<input type="checkbox"/> 印刷物 <input type="checkbox"/> 看板類 <input type="checkbox"/> 映像 <input type="checkbox"/> 記念品類 <input type="checkbox"/> その他 ( )
使用趣旨	
使用数	か所
使用期間 *使用できる期間は令和8年 月 日から 令和9年12月31日までです。	～
*イベント等で使用する場合は、以下も記入してください。 神奈川県制 100 周年記念事業実行委員会に情報提供します。	
行事名 (※) *正確に記載してください。	
行事名中に「神奈川県制 100 周年記念」を使用する予定の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
行事内容 (※)	
開催期間 (※)	～ ※HPに掲載できるイベントの開催対象期間： 令和9年1月1日から令和9年12月31日まで
神奈川県制 100 周年ホームページへの掲載希望 *神奈川県制 100 周年ホームページに掲載を希望するイベント等は、「区制 100 周年関連イベント」として、※印の記載項目を神奈川県のホームページに掲載します。 ただし、掲載可否は区及び実行委員会で判断するため、掲載のご希望に添えない場合があります。	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
備考 (記入不要)	

(添付書類) 規約・会則その他これらに類するもの、使用見本、行事計画書等

<使用にあたっての注意事項>

- (1) 届け出た内容以外には一切使用しないこと。
- (2) 使用に関して、横浜市及び神奈川区に迷惑をかけたたり、市民及び区民に誤解を与える行為をしないこと。
- (3) 別に定める「神奈川区制100周年記念ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守すること。

## 今後のスケジュール



27

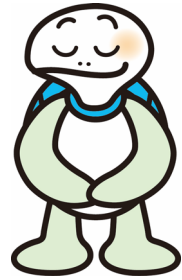
## スケジュール

時期	会議	内容
3月18日	実行委員会②	・広報企画 ・ロゴ決定報告
4月	部会②	・担当者の決定 ・協賛金概要について ・Instagram(立上げ企画)の決定 ・ポスターコンテストの概要決定
5月18日	実行委員会③	部会②の報告・議決
6月	部会③	・協賛金について詳細決定 ・Instagram(企画2)の決定
6~7月		Instagramアカウント 運用開始(予定)
9月	実行委員会④	部会③の報告・議決
10月		協賛金 依頼活動スタート(予定)
11月	部会④	・記録誌について ・進捗確認 ※必要事項の議論・決定
12月	実行委員会⑤	部会④の報告・議決
令和9年1月		周年イヤースタート

※ 本日の部会以降、担当別に打合せ (WEB含む)を実施し、詳細を決定していきます。

28

本日はありがとうございました



## 会議報告書

会議名	第2回 神奈川県制100周年記念事業実行委員会広報・PR部会
日時	令和8年4月24日（金）14時30分～17時00分
開催場所	神奈川県総合庁舎本館4階第一会議室
欠席者	大口七島地区連合町内会・神奈川県防犯協会 会長 石渡 祥男 岩崎学園 情報科学専門学校 担当グループ長 那須 宗夫 横浜エクセレンス（株式会社横浜エクセレンス） 代表取締役社長 桜井 直哉 横浜キヤノンイーグルス（キヤノン株式会社） プレジデント 岡本 芳弘 横浜グリッツ（GRITSスポーツイノベーションズ株式会社） 代表 白井 亮人 横浜ビー・コルセアーズ（株式会社横浜ビー・コルセアーズ） 代表取締役 白井 英介
議題	1 企画担当者の決定について 2 協賛金について 3 インスタグラムの運用・企画について 4 ポスターコンテストの概要・募集テーマについて 5 記念ロゴマークの要綱について 6 その他
決定事項等	<p>1 企画担当者の決定について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">p 3～5</span> 事務局説明</p> <p style="margin-left: 40px;">【委員からの意見】 特になし</p> <p>2 協賛金について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">p 6～13</span> 事務局説明</p> <p style="margin-left: 40px;">【委員からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R9区民まつりと周年の協賛金は別々に集めることが望ましい。</li> <li>・ 周年事業が具体化されていないと相手先に理解を示してもらえない。</li> <li>・ 区民まつりは毎年お願いしているので協力を得られやすいが、周年は何をやるのかわからないので、丁寧に説明しないと協賛に対して理解を得られないのではないかと。</li> <li>・ R8区民まつりの協賛依頼の際に、周年のPRを行うことは必要であるが、協賛メニュー等の内容は盛り込まず、改めて御説明に伺う旨に留める方がよい。</li> </ul> <p>→意見を踏まえ、スケジュール（事務局案）について、R9区民まつりと周年の協賛金集めの時期を分ける形で次回の実行委員会に諮る。</p> <p>⇒協賛の方向性については了承</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業には協賛に対するメリットを感じられるようなメニューを示す。</li> <li>・ 個人に対しては協賛を通じて周年事業の「サポーター」になってもらう。</li> </ul> <p>協賛特典についての意見交換（各ブロックで出た意見）※Bグループはメンバー欠席により他グループに割り振り</p> <p>A <u>企業向け</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業へのアンケートなどを実施し、どんなことにメリットを感じるか聞いたほうが良いのでは。</li> </ul> <p><u>個人向け</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物だけでなく体験を提供する方向も検討した方が良い。</li> <li>・ 複数から選択できると良い。</li> </ul> <p>C <u>企業向け</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業のPRをどの程度できるか。事前に関係性ができるとやりやすい。</li> </ul> <p><u>個人向け</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周年をどれだけ認知してもらえるかが大事。</li> </ul>

D 企業向け

- ・企業は特典内容だけが協賛するかの判断材料になるわけではない。(関係性など)
- ・新規企業に対しては特典が判断材料になる可能性もある。
- ・無料体験は協賛者する側としても自分たちの取組を知ってもらうきっかけになるのでは。

個人向け

- ・かつて住んでいた人たちに向けて、当時の懐かしい味・特産など。
- ・体験機会の提供も特典として考えられる。

3 インスタグラムの運用・企画について p14~23

事務局説明

**【委員からの意見】**

特になし

4 ポスターコンテストの概要・募集テーマについて p24、別紙【資料3】

事務局説明

**【委員からの意見】**

- ・今後の検討事項に作品の取扱いを入れてほしい(作品の返却の有無など)。
- ・校長会には事前に伝えているか。  
→伝えている。周年関連で何か依頼があるという思いはあるはず。
- ・入賞作品は氏名などが出ることを明記してほしい。

5 記念ロゴマークの要綱について p25~27

事務局説明

**【委員からの意見】**

- ・実行委員会の構成団体が、定例のお知らせなどにロゴマークを入れたい場合、毎回見本を送付する必要はあるか。  
→はじめの1回などに見せてもらえれば通年使用可としたい
- ・ロゴマークを入れたノベルティを作る提案をすることはできるか。その際、申請は必要か。  
→非営利であれば可能。申請は、使用する団体を基準に考える。

6 その他

(1) 今後のスケジュール (予定)

第3回広報・PR部会 6月22日(月) 15時~16時 5階大会議室

